#### 検討内容及びスケジュール

#### 1 新たな育種技術の範囲と定義

#### <技術の範囲>

「用いられた組換え遺伝子の残存性が不確実なため、作出された農作物が現行のカルタへナ法等の規制(参考資料5)の対象となるか否かが曖昧なもの」としてはどうか。

#### <新たな育種技術の定義>

例えば、以下のような案はどうか。

- 【案の1】: 遺伝子組換え技術を用いるが、最終的に作出された農作物に は当該導入遺伝子が残存せず、通常の農作物と同等の遺伝子の 構成を有するものを作出可能な育種技術
- 【案の2】: 遺伝子組換え技術を用いるが、最終的に作出された農作物に は当該導入遺伝子は残存せず、従来育種によっても同等の農作 物が作出可能な育種技術
- 【案の3】: 遺伝子組換え技術を用いるが、同等のものを作出可能な育種 技術

## 2 生物多様性等への影響の程度に関する一般的な考え方

## <検討対象技術>

当面、農林水産省が研究開発・実用化を目指す以下の3つの育種技術(参考資料1)をケーススタディとして、検討してはどうか。

- ① 早期開花遺伝子の活用による果樹世代促進育種法
- ② 人工制限酵素等を用いた突然変異育種法
- ③ イネ等の自殖性作物への循環選抜育種法の応用

#### <対象宿主>

当面、農作物(植物)に限定してはどうか。

#### <具体的な検討内容>

欧米における検討事例を参考としつつ、上記検討対象技術のそれぞれについて、

- ① 組換え遺伝子の残存可能性
- ② 慣行の育種方法によって作出された農作物との異同
- ③ 非意図的な変異等の発生可能性 等に関する一般的な考え方をとりまとめてはどうか。

## 3 カルタヘナ法等の規制対応の在り方

上記2を踏まえ、カルタへナ法等の規制に適切に対応していくための留 意事項を整理してはどうか。

○ 組換え遺伝子の残存可能性をどのように確認するか 等

## 4 その他

消費者への情報提供の在り方や国際的な規制の調和に向けた取組など、行政に対する提言をいただきたい。

#### <第1回(10月4日(金)本日)>

- (1) 新たな育種技術を巡る動向について
- (2) 当面の検討方向について
- (3) その他

## <第2回(10月29日(火))>

- (1)農林水産省が研究開発・実用化を目指す技術(ケーススタディ1)
- (2) その他

## <第3回(11月27日(水))>

- (1)農林水産省が研究開発・実用化を目指す技術(ケーススタディ2)
- (2) 中間とりまとめ骨子案について
- (3) その他

## <第4回(調整中)>

- (1) 中間とりまとめ骨子案について
- (2) 海外動向調査報告について
- (3) OECDバイテク規制調和WG対応について
- (4) その他

OECD バイテク規制調和 WG 主催 国際ワークショップ (平成 26 年 2 月 10 日、パリ)

# <第5回(平成26年3月)>

- (1) 中間とりまとめ案について
- (2) OECDバイテク規制調和WG報告について
- (3) その他